

舞鶴市監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して監査を実施したので、その結果及び措置状況について下記のとおり公表する。

令和7年3月12日

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

行政監査の結果報告及び措置状況

1 監査の種類

行政監査

2 監査の対象

(1)対象項目 市が行う任意団体（外部団体）に関する事務

(2)対象部等 健康・こども部、消防、福祉部、生涯学習部、市民環境部、
議会事務局

3 監査の着眼点

市に事務局がある任意団体の会計事務について、関係法令等を遵守して適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

同規程第15条に規定する監査等の手続及び第16条の実施すべき監査等の手続の適用により、関係職員から聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1)実施場所 監査委員事務局

(2)日 程 令和6年9月30日から令和7年3月7日まで

6 監査の結果及び意見

市に事務局がある任意団体の会計事務については、関係法令等を遵守して概ね適正に執行されていると認められた。任意団体の財務は財政課や会計課の会計統制の範囲外であるので、各所管課は外部団体会計指針に沿って、監事の確認を受けるなど適正な財務の継続に努められたい。

(1)健康・こども部

- ・子育て応援課 対象団体 舞鶴子ども育成支援協会
決算書において、歳出予算を上回って支出することはできないため、その場合は補正予算の対応をされたい。
- ・地域医療課 対象団体 地域医療推進協議会
決算書の支出の部において、比較欄で支出額から予算を引いており予算残高がマイナスとなっているので、伝票と整合性を図る必要がある。
- ・健康づくり課 対象団体 献血推進実行委員会
指摘すべき事項はなく、会計事務は概ね適正に執行されていると認められた。
- ・こども家庭しあわせ課 ・乳幼児教育推進課
対象団体なし。

(2)消防（消防本部、東消防署、西消防署）

対象団体 東・西防災協会、危険物保安協会、東・西少年消防クラブ、
京都府消防協会舞鶴市支部

- ア) 決算報告書の欄に比較増減とあるが、伝票と違う数値を支出済額欄で作成することになるので、支出の部は比較増減でなく不用額とすること。
- イ) 予算以上に収入はできるが支出はできないので、支出が予算超過する場合は補正予算の対応を行うこと。

(3)福祉部

- ・福祉企画課 対象団体 民生児童委員連盟、日本赤十字京都府支部舞鶴市地区
講師に謝礼金を支出する際、所得税の源泉徴収がなされていない。任意団体も源泉徴収義務者にあたるため、源泉徴収事務をされたい。
- ・障害福祉・国民年金課 対象団体 福祉事務所製品販売促進協議会
市が事務局を持つ外部団体の決裁や支出を市の事業として執行をしているが、一方で市にある事務局に委託事業を行っている。外部団体の事務、財務の方法を整理されたい。
- ・福祉援護課・保険医療課・高齢者支援課・生活支援相談課
対象団体なし。

(4)生涯学習部

- ・文化振興課 対象団体 全国近代化遺産活用連絡協議会

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となるため、源泉徴収事務を行われたい。

- ・スポーツ振興課 対象団体 舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会
決算書の歳出科目において、予算額以上の支出が見受けられる。予算の流用等を当初に定めて、予算の対応をされたい。また、財務は概ね適正に執行されていた。担当が変わっても継続的に正確な執行ができるよう、外部団体会計指針を参考にルールの明確化に努められたい。
- ・図書館課 ・生涯学習推進課
対象団体なし。

(5)市民環境部

- ・加佐分室 対象団体 加佐区長連合会、加佐公民館連絡協議会、加佐ふるさと塾、加佐ふれあいサンデーの集い実行委員会
団体の会計は概ね適正に執行されていた。源泉徴収について、任意団体であっても講師料を支払うと徴収義務が発生するので留意されたい。
- ・市民協働推進課 対象団体 舞鶴市暴力追放推進協議会、舞鶴市交通対策協議会
指摘すべき事項はなく、概ね適正に執行されていると認められた。
- ・生活環境課 対象団体 まいづる環境市民会議、まいづるクリーンキャンペーン実行委員会、舞鶴の川と海を美しくする会
歳出額の予算残高がマイナスになっているものがあったので、予算の流用等をする必要がある。
- ・人権啓発推進課 対象団体 まいづる人権啓発市民会議
ア) 現金の保管について、会計上の支出に合わせることなく管理口座から一括で出金していることから、少なくない現金を一定期間保管している状況となっているので、出金と支出の時間差による現金の保管期間は、最低限とされたい。
イ) 現金預金残高の把握について、収入は市からの補助金、支出は傘下団体への補助金のみということで、市から又は傘下団体への交付決定を伝票とみなしているようだが、市からの補助金は分割交付であり、傘下団体への交付決定の関連書類には予算残額しか明示されていない。交付後の予算残額と現金預金残高は一致しないので、現金預金残高を明示し、定期的に事務担当者以外によりその額を確認されたい。
ウ) 補助制度について、上述のとおり、実質的に市の補助制度ともいえるが、一方で市が直接交付している同様の補助制度がある。予算の制約等もあるが、結果的に補助額が異なるケースがあるので、整理検討されたい。
- ・環境施設課 ・西支所 ・市民課
対象団体なし。

(6)議会事務局（議会事務局総務課）

対象団体なし。

7 措置状況

行政監査結果報告書兼措置状況通知書

《健康・こども部》

・対象団体 舞鶴子ども育成支援協会 ・期間 令和6年9月30日～11月5日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○決算書 歳出予算を上回って支出することはできないため、その場合は補正予算の対応をされたい。	今年度からは、歳出予算が上回る場合は補正予算の処置をとります。

・対象 地域医療推進協議会 ・期間 令和6年10月28日～11月29日

○決算書、支出伝票 決算書の支出の部において、比較欄で支出額から予算を引いており予算残高がマイナスとなっているので、伝票と整合性を図る必要がある。	伝票の様式を修正し、今後は適正な事務処理に努めます。
--	----------------------------

《消防》

・対象団体 東・西防災協会、危険物保安協会、東・西少年消防クラブ、京都府消防協会舞鶴市支部 ・期間 令和6年9月30日～11月5日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○決算報告書 計数は正確であったが、以下について改善等が必要である。 (1) 決算報告書の欄に比較増減とあるが、伝票と違う数値を支出済額欄で作成することになるので、支出の部は比較増減でなく不用額とすること。 (2) 予算以上に収入はできるが予算以上の支出はできないので、支出が予算超過する場合は補正予算の対応を行うこと。	(1) 決算報告書は、修正し、適正な事務処理に努めます。 (2) 支出が予算超過しないよう適正な財務管理に努めるとともに、適正な事務処理に努めます。

《福祉部》

・対象団体 舞鶴市民生児童委員連盟、日本赤十字京都府支部舞鶴市地区
・期間 令和6年10月28日～11月20日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○源泉徴収 講師に謝礼金を支出する際、所得税の源泉徴収がなされていない。任意団体も源泉徴収義務者にあたるため、源泉徴収事務をされたい。	適正な源泉徴収事務を行います。

・対象団体 福祉事務所製品販売促進協議会 ・期間 令和6年11月11日～12月27日

○事業運営 市が事務局を持つ外部団体の決裁や支出を市の事業として執行をしているが、一方で市にある事務局に委託事業を行っている。外部団体の事務、財務の	適正な事務の執行に改めます。
---	----------------

方法を整理されたい。	
------------	--

《生涯学習部》

・対象団体 全国近代化遺産活用連絡協議会 ・期間 令和6年11月25日～12月10日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○源泉徴収 任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となるため、源泉徴収事務を行われたい。	適切な源泉徴収事務を行います。

・対象団体 舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会
・期間 令和6年12月23日～ 7年1月28日

○決算書 歳出科目において、予算額以上の支出が見受けられる。予算の流用等を当初に定めて、予算の対応をされたい。	今後は適正な事務処理を行うよう努めます。
○会計ルール 財務は概ね適正に執行されていた。担当が変わっても継続的に正確な執行ができるよう、外部団体会計指針を参考にルールの明確化に努められたい。	後任への業務引き継ぎなど適正な事務処理を行うよう努めます。

《市民環境部》

・対象団体 加佐区長連合会、加佐公民館連絡協議会、加佐ふるさと塾、加佐ふれあいサンデーの集い実行委員会 ・期間 令和7年1月14日～1月24日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○源泉徴収 団体の会計は概ね適正に執行されていた。源泉徴収について、任意団体であっても講師料を支払うと徴収義務が発生するので留意されたい。	謝礼内容を精査し、今後は適切な事務処理に努めます。

・対象団体 まいづる環境市民会議、まいづるクリーンキャンペーン実行委員会、舞鶴の川と海を美しくする会 ・期間 令和7年1月21日～2月26日

○決算報告書 歳出額の予算残高がマイナスになっているものがあつたので、予算の流用等をする必要がある。	適切な業務に努めます。
---	-------------

・対象団体 まいづる人権啓発市民会議 ・期間 令和7年2月3日～3月4日

○現金の保管 会計上の支出に合わせることなく管理口座から一括で出金していることから、少くない現金を一定期間保管している状況となっているので、出金と支出の時間差による現金の保管期間は、最低限とされたい。	随時、必要額を出金して補助金の交付を行うよう、今年度より改善いたしました。
○現金預金残高の把握 収入は市からの補助金、支出は傘下団体への補助金のみということで、市から又は傘下団体への交付決定を伝票とみなしているようだが、市からの補助金は分割交付であり、傘下団体への交付決定の関連書類には予算残額しか明示されていない。交付後の予算残額と現金預金残	今後は、補助金の管理において、適切な事務処理に努めます。

<p>高は一致しないので、現金預金残高を明示し、定期的に事務担当者以外によりその額を確認されたい。</p>	
<p>○補助制度 上述のとおり、実質的に市の補助制度ともいえるが、一方で市が直接交付している同様の補助制度がある。予算の制約等もあるが、結果的に補助額が異なるケースがあるので、整理検討されたい。</p>	<p>今後は、結果的に補助額が異なることがないように、整理して適切な執行に努めます。</p>